

平成22年度事業報告

はじめに

不動産登記取扱件数の減少は、本年も変わることなく推移し、政治の混迷は続き、社会は、出口が見えないジレンマに陥っている。年度はじめは、統計数字に、景気底入れの兆しが見えたが、時間の経過とともに、状況は悪化した。こんな中、われわれ司法書士は、それぞれの事務所の創業（革新）を目指さなければならなくなった。

オンライン申請（特例方式）は、暫増したものの、全国的には利用率は依然低調なまま。何が足りないのか、洗い直す必要があり、会員各位の後方支援をしてきたが、方策が見つからない。

組織改善委員会は、会組織のあり方並びに財政の効率的な運営や支部の整合性につき、本来どうあるべきか、検討を重ね、意見を取りまとめた。正副会長6名は、1～2ヶ月に1度集まり、常任理事会では検討が困難な、会並びに会務運営の抜本的な施策（作戦）を練った。一部実現を見た。事務局は、経費の削減、適正配置、会の財務内容の充実を図った。事務処理にあたる各機器、システムの改良を検討し、一部実施した。ホームページも一新した。

兵庫県司法書士会総合センター面接相談や日司連の法テラスの電話相談も持続し、充実させ、本会相談会場を法テラス相談会場として対応した。法律相談会は、相談員の養成強化に力をいれ、県下各地で開催し、様々な国民の要請に応じるものとし、武富士相談会、110番相談など、タイムリーに開催した。

市民事業部は高等学校などへの講師派遣を継続し、各地からの要望は着実に増えている。また地域（但馬）での職業紹介なども第一歩を記した。

企画研究部の各種研究会は、労働問題、家事問題、交通事故、会社法務などの幅広い国民のニーズにこたえられるよう研鑽を積んだ。神戸学院大学との学术交流や大阪大学をふくむ各大学との共同研究（日司連事業）も、引続き進め、成果を出してきた。参加会員のがんばりに感謝したい。

市民事業部の広報は、近司連の提携でタレントを起用したポスターを作製した。またシンポジウムを開催し、積極的に制度を広報した。

ADRは、近司連の調停センターですすめてきたが、今期から、特別委員会は、独自の運営の一步を踏み出した。また、来期の認証に向け、各諸規則、規程の検討に入り、原案を整備した。委員各位の熱意を謝したい。

研修部では既会員の研修、新入会員の研修、補助者研修、新人の配属のお世話と忙しく活動した。

新時代に目指し、司法書士のあるべき姿を模索し、司法書士法の改正など制度の根本を目した委員会が、精力的に活動した。

社会が複雑になり、会員と社会の摩擦が増えると、苦情は増える。直接、法務局に苦情や懲戒の申立が出たりもする。と、総務部はその対応に忙殺され、綱紀委員会は案件の処理に苦悩する。残念ながら、この傾向は年々増加している。

1. 総務部

(1) 総務部業務課

平成22年度も毎週月曜日から金曜日の午後1時から5時まで、副会長・理事とともに市民からの苦情対応をおこなった。司法書士会への苦情等の申立は、年々増加傾向にあると思われる。

一方、兵庫県司法書士会所属司法書士の業務広告に関する運用指針が施行期日（平成21年4月18日）から1年間の周知期間を経たため、業務広告に関する規程及び運用指針に反する広告をおこなっている会員に対して指導をおこなった。

また、会員に対する指導書や注意勧告処分書の作成、法務局からの調査依頼に対する報告書の作成をおこなった。

(2) 総務部総務課

平成22年度の総務課の規則等整備事業としては、会費減免規程の一部改正、補助者規程の見直し、会報記事掲載基準の作成、個人情報保護方針の策定、懲戒処分情報のHP公開マニュアルの作成等をおこなってきた。その他、平成23年7月に移行するメーリングリストへの登録対応、図書室及び3階サロンの整理、カードリーダー導入及びシステム構築の検討、会員名簿の発行、職務上請求書の頒布状況の確認等精力的におこなった。

(3) 非司法書士対策委員会

平成22年度も法務省との協議が整わなかったためか、不動産登記・商業登記の登記所における非司法書士調査は一切おこなわれなかった。また、その他非司案件はなかった。

2. 経理部

本会会計処理の更なる効率的な運用のため、旅費規程を改正し、会議旅費の支給方法を3ヶ月毎の振り込み支給に変更した。これにより、平成23年度以降、より具体的な会議開催等に伴う会計管理情報が作成できるものと考えられる。

また、各部・委員会等と会員各位のご理解ご協力により、メール利用による会議資料の事前配信等会議運営の効率化をはかるとともにペーパーレス化を推進する取り組みをおこなった。

3. 企画研究部

(1) 裁判実務研究会

部会ごとに研究テーマを定め研究活動をおこなった。研究成果がまとまった部門については、研修部と連携して実施した研修会等にて報告をおこなった。

①消費者法研究部会

平成22年度は、会員から消費者被害事例を募集し、現在進行中の相談案件等については、出席した部員全員で討議し、事例提供会員とともに解決方法を検討した。

また、明治学院大学の圓山先生に出席いただいた部会では、会員から提出された事例の検討や判例百選から選んだ事件について割賦販売法、特定商取引法の実践的な活用方法をご指導いただき、県内の消費者生活センター相談員にも加わってもらい議論を交わした。

なお、本年2月には裁判実務研修会の消費者問題研修を実施した。

②交通事故研究部会

平成22年度は、前部会長が他会に登録移転したため、6月の部会で部会長を選任し直すことになった。その後は、月1回くらいのペースで部会を開催した。内容としては、平成21年度より進んでいなかったホームページコンテンツの作成に取り掛かり、完成させることが出来た。よくあるケースを簡略にまとめ、一般市民の興味を引くようなQ&A形式の記事に仕上げたつもりである。他に、事例を題材とした入門的研修会を企画し、実施に向けて準備をしていたが、部会参加者が極端に少なくなったため中止とした。

③労働問題研究部会

年度当初は、平成21年度から引き続いてホームページコンテンツの検討をおこない、6月上旬に原稿を完成させた。作成したコンテンツは平成22年8月から、本会ホームページに掲載されている。

研究テーマについては、平成22年度は、(1)労働事件における立証活動の工夫、(2)雇用保険、(3)労働災害、(4)労働者派遣法の4分野について部員が自主研究をおこない、部会にて発表をおこなった。また、11月23日には、毎年実施している労働トラブル110番を今年も実施したが、今年は対外広報委員会の尽力によりテレビ取材が入ったため、多数の相談が寄せられた。110番の相談については、12月の部会において事例を共有し対処方法等の検討をおこなった。11月の部会では、社会保険労務士の前田欣也先生に社労士が事業主から受ける相談事例やその対応方法について講演をいただいた。事業主側の対応を知ることにより、個別労使紛争のよりよい解決につなげられるよう、今後も社労士との意見交換会を定期的実施することを検討している。

なお、3月には、静岡県司法書士会の赤松茂氏を講師に招き、労働審判の活用に関する研修を実施する予定であったが、東日本大震災の影響により延期になった。あらためて平成23年度に開催したい。

④家事事件研究部会

当部会は、平成22年度事業として次のことをおこなった。

- (1) 8月を除いて毎月1回の部会を開催し、平均十数名の参加のもとに、部会員の要望により「遺言と遺言執行の問題について」部会員が執務上かかえる問題を研究することを基本としながら、その他の家事事件に関する問題が提起されればそれも取り上げていくこととした。
- (2) 毎月第1月曜日に開催される神戸支部の家事事件相談員養成のための勉強会に部会員が出席して、ともに研究しながら、実務上のアドバイスをおこなった。

- (3) 上記の事業に平行して、以前に研究した相続財産管理事件について、仮称『財産管理事件のすすめ』の纏めと、これに伴う家裁当局に対する財産管理人推薦名簿の提出を検討することについては、部会員の積極的な要求がなく実施できなかったが、平成23年度に検討を引き継ぐこととしている。
- (4) 前年度にまとめた「遺産分割のすべて」補訂版については、平成22年7月17日に本会会員を対象として研修会を開催して、執務の参考資料として提供した。

(2) 不動産登記法研究会

平成22年度は、日常業務問題の検討をおこなうとともに、部員を4班に分け、各班に希望研究事項を募り、各部員が担当した。

その内の一つが「第三者のためにする契約」の研究であり、前年度よりの継続事業である。平成22年度は鈴木浩巳副会長を内部講師に迎えることが出来、これらの成果は、本年3月4日に公開研究会を開催し、研究発表をおこなった。

なお、本年2月14日にオンライン申請ソフトの更新等があり、今後不動産オンライン申請の促進や日常業務問題の研究も引続き継続しておこなうこととしている。

(3) 企業法務研究会

本委員会は、会社法、商業登記法等の会社に関わる法律実務等の研究をおこなっているわけではなく、「企業と司法書士の関わり方」、言い換えれば「どうすれば司法書士が企業から信頼され、企業に選択してもらえる専門家になるのか」についての研究活動を主におこなった。

具体的には

①講演企画、セミナー・研修会への講師派遣、相談員等の派遣

商工会議所等で開催されている会社法関連セミナーへの講師派遣、セミナーの企画提案、相談員の派遣等、中小企業の経営者等に司法書士を身近に感じていただくような対外広報活動や支部研修会への講師派遣をおこなった。

②事業承継支援事業対応

各研究員は、中小企業基盤整備機構等が主催する事業承継実務家向けセミナー等に積極的に参加して自己研鑽し、神戸商工会議所、ひょうご産業活性化センター等で開催されている中小企業経営者向けの事業承継セミナー等での講演や相談員の派遣をおこなった。

③ホームページ（コンテンツ）の充実

司法書士へのアクセス拡充のため、会務IT化推進委員会と連携し、兵庫県司法書士会のホームページに掲載する会社法、商業登記、企業法務に関する市民・企業向けのQ&Aの作成・更新をおこなった。

④会社法・企業法務関係の公開研究会の企画・運営

中小企業との関わり方、経営や中小企業の抱える問題等を踏まえ、望まれる専門家を考えるための公開研究会の企画・運営をおこなった。

⑤商業登記所集中化（80庁問題）への対応

商業・法人登記を扱う登記所が神戸本局1庁となることに伴い、中小企業への影響

およびその対策等を検討し、集中化実施後の登記事務への対応について協議した。また、兵庫県では、平成23年4月から本格的に集中化が予定されていることから、各商業登記事務が廃止される時期に併せて、法人・商業登記における司法書士の活用をPRするため、近隣商工会議所等でセミナーの開催を予定している。

⑥特例民法法人移行手続き対応

一般社団・一般財団法人の施行に伴い、既存の特例民法法人が一般社団（財団）法人等にスムーズに移行するための問題点等の検討、司法書士の活用等の研究をおこなった。なお、特例民法法人の移行認定・認可の件数が、施行後約2年を経過した現時点で、ごく僅か（約10%）であるため、兵庫県の公益法人室へ移行申請の現状、今後の対応等についてのヒアリングを実施した。今後、みなし解散を迎える平成25年11月末までの間に移行等の申請が激増するものと推測され、その際に司法書士が的確に対応できる体制を整えることが急務と考え、その対策を検討した。

⑦犯罪収益移転防止法対応

犯罪収益移転防止法、各司法書士会の会則改正等が商業・法人登記、企業法務等の実務に与える影響を検証し、その問題点と対策等の研究をおこなった。

（4）権利擁護研究会

①研究会及び小委員会を平成22年度活動記録のとおり開催した。

②権利擁護に関する一般会員向け司法書士対応マニュアル作り

平成22年度内完成を目標に、「高齢者の権利擁護」、「依存症」、「知的障がい、発達障がいと子どもの権利擁護」、「DV」のテーマごとに担当チームごとにマニュアル作りをすすめた。

研究会では、各チームの報告と意見交換をおこない、オブザーバーとして出席いただいている精神保健福祉士の光田氏、県社協の高橋氏にアドバイスを頂戴している。

平成21年度より引続き関係先への取材、講習会等参加を経て、マニュアル原稿の骨組みは完成したが、年度内にテーマごとに専門家のチェックを経て1冊にまとめあげることが出来ず、平成23年度に持ち越しとなった。

③事例検討会の開催

自殺対策委員会、生活保護対策委員会、リーガルサポート共催のメンタルヘルス事例検討会を2回開催した。

（5）倫理検討委員会

平成21年度は当委員会において事業活動として、「月報司法書士」に掲載されている「日司連綱紀事案の公表」の中から、近時特に件数の増加が見られる債務整理に関する綱紀事案を、「①報酬・説明義務」「②不当広告・不当誘致」「③他者・補助者による業務取扱」「④不適切な業務執行・業務の遅滞」の4つの問題点について検討をおこなった。

平成22年度は上記検討した成果を研修資料として作成し、その資料を用いて別掲のとおり裁判実務研修会及び支部研修会（4支部）に講師を派遣した。

（6）その他

一昨年度には、全国的に司法書士の税務申告について、申告漏れ等不適正な税務処

理が指摘報道されたことや、会員事業部所管の会報「ひょうご」掲載の資産税や税制改正等関連情報記事が各位から好評であったこともあり、顧問公認会計士をはじめ他の公認会計士・税理士の協力を得て、「司法書士のための確定申告のてびき」冊子を発行した。

本冊子は、当会のみならず他の単位会においても頒布依頼が寄せられるなど執務・事務所における適正な税務処理のために資するものとなった。

(7) 関係機関との連携

各支部協力のもと、法務局と連携して登記オンライン申請の利用促進及び理解を深めてもらうため、県内の主だった金融機関を訪問し説明をおこなった。

4. 研修部

(1) 会員研修委員会

会員研修を以下のとおり実施した。

① 中央研修会

平成22年度の中央研修会は、報告資料のとおり実施した。

② 年次制研修

平成17年度から開始された全国統一の年次制研修会は、報告資料のとおり、開催会場の支部からの運営協力を得て、4会場5日程にて実施した。

職業倫理の保持を目的とするこの研修は、司法書士登録3年目以降5年に1度の受講義務が課せられており、司法書士として国民の信頼と期待を高い次元で得るための貴重な研修となっている。平成22年度は第6回目ということで、多くの対象会員が2回目の受講となり、研修の重要性を十分に認識して受講されていたように感じた。

なお、報告資料中その他の代替研修とは、身体的な事情等で真にやむを得ない事由でどうしても会場受講が出来ない対象会員であって、その事由が数年に亘って回避出来ない者に、代替研修用のDVDを視聴の上、レポート提出で年次制研修の修了認定を与えるものである。

③ 実務研修会等

実務研修会、裁判実務研修会については、報告資料のとおり実施した。

開催日程・会場の都合で、どうしても神戸を中心とした開催になってしまうが、報告資料のとおり、講義内容を可能な限り「映像配信システム」へ配信し、事務所等でも視聴受講できるよう努めた。

(2) 新人研修委員会

平成22年度は、地元神戸の合格者数が41名で、昨年の37名より若干増加した。例年同様、合格証書授与式にて、本会集合研修等の呼びかけをおこなった。

新人研修の手法は、前年度をそのまま踏襲し、都合2回の集合研修および配属研修を実施した。

第1回集合研修は、平成22年11月27日開催し、大阪や岡山で受験した合格者も含め44名が受講した。第2回集合研修は、平成23年3月12日開催し、39名が受

講した。配属研修の受講者は17名で、3月末より指導員の指示のもと、6週間の配属研修をおこなった。

第1回集合研修は、午前の部で組織の説明、自己紹介をおこない、午後の部で、倫理・綱紀案件・司賠責事例の講義を受けてもらい、これを踏まえて、少人数でのグループディスカッションを実施した。新人研修委員も任期2年目となり、前年の経験を活かし、スムーズかつ実りあるディスカッションをおこなうことができた。

第2回集合研修は、受講生が司法書士役となり、新人研修委員が依頼者となって6事例（裁判・相続・会社設立・債務整理・不動産取引・担保設定）の模擬相談をおこなった。模擬相談は、実務カラーが強いこともあり、受講生の関心は高く、その真剣さが伺えた。前年同様、相談終了後は新人研修委員側から解説講義をおこない、受講生にとって充実した研修になったものと自負している。

なお、第1回集合研修終了後は、交流会を開催した。多くの受講生に参加いただき、飲食をともにし、お互い本音の語らいができ、意識の共有も図れた。

配属研修については、受け入れ先が少なくなっており、地域によっては配属先の決定が非常に困難なところもあったが、指導員各位のご理解のもと、配属研修を希望する全受講生が受講できた。ご協力いただいた指導員各位には、あらためて感謝申し上げる。

(3) 補助者研修委員会

補助者研修会は、報告資料のとおり実施した。

平成22年度の研修は、月報に公表された補助者が関った懲戒事例を中心に執務上の留意すべき事項をテーマとして開催した。その他、補助者体験記と外部講師による接客・接遇マナーに関する講義を実施した。

5. 市民事業部

市民事業部は、市民に対する事業を担当する部として、平成22年度は以下の事業を実施した。消費者講座部門は職業講話の需要が徐々に増えつつある。大学との学術交流部門は一般司法書士会員の関心が高まりつつある。自殺対策事業は行政他支援団体と連携しセイフティネットの構築をすすめた。生活保護対策事業は年末年始に神戸市東遊園地において相談活動を実施した。地域司法拡充事業は豊岡市において高校生等に対し司法書士の職業説明会を開いた。

(1) 消費者講座等講師派遣事業

毎回実施先からは好評を博している高等学校、短期大学への出前講座（消費者講座及び職業人による講話）であるが、平成22年度は3回（9月・12月及び3月）に県下の学校等にあてて講座案内を郵送した。一方、一般市民対象の講座については会員の皆様にご協力をお願いし会員各位の幅広い人脈を活用した講座のPRをおこなってきた。

結果、平成22年度の実施講座数は、学校対象の講座の内、消費者講座は24件、職業人による講話は9件、一般市民対象の講座は6件であった。消費者講座実施数についてはほぼ横ばい状態、職業人による講話実施数は少数ではあるが着実に増加している。

また、消費者講座等の案内についてはHPに掲載する案内文を検討、改訂依頼し、市

民向け講座については、講座案内文書や申込用紙をより親しみやすいものに改訂した。

現在、学校等においては、法教育・消費者教育に向けた取組、健全な勤労観育成を目指したキャリア教育等への取組が課題とされており、今後、当会の実施する講座の需要増加及び内容の多様化が見込まれる。

そこで、当会が賛助会員として加入する法教育ネットワークその他関連団体やシンポジウム等からの情報等の収集に努め、当会の実施する講座のあり方や取り組むべき課題等についての検討を重ねる一方、これら得た情報や講座用の教材、実施予定講座の同行者制度のご案内、シンポジウムや研修の案内等についての情報を講師団メーリングリストや消費者講座研修会等を通じて会員の皆様に随時提供し、講師団の充実に向けた取組を続けてきた。

また、講師団登録者の増加と講座の充実を目的として、平成22年11月21日に消費者講座研修会を開催し、大阪教育大学鈴木真由子准教授にご講義戴いた。本研修会は、より多くの会員に消費者講座等に興味を持っていただくべく、例年の講師団連絡会にかわり研修会形式で実施する一方で、既存の講師の方には、最先端の若年層消費者被害の実情や消費者教育・法教育の現状等の情報の提供を目的として開催したものである。本研修会には、例年どおり現場の教員の方にご案内を差し上げたところ、高等学校・短期大学より2名の教師のご出席があり、有益な情報交換、意見交換をおこなうことができた。本研修会や講師団連絡会は、各講師の体験や議論の結果を講師全員の共通の財産とすることのできる機会でもあり今後も継続していきたい。

講座実施に際しては、会員の皆様にご負担をおかけすることになるが、消費者講座等は、市民の方々への法的サービス提供と共に司法書士制度広報の側面も有しており、今後とも一時的な講座実施数の増減に一喜一憂することなく、よりよい講座実施に向けて着実に丁寧な取組を継続していきたい。

(2) 対外広報活動

制度広報としては、近畿司法書士会連合会がおこなったテレビCMとの相乗効果を狙い、同時期にサンテレビにてテレビCMを実施した。また、兵庫県の行政広報紙である「県民だよりひょうご」に、改正貸金業法の完全施行時、司法書士の日のそれぞれにあわせ広告掲載を実施した。さらに平成22年度はホームページのリニューアル化を図り、会務IT化推進委員会と連携のうえ本会のホームページをリニューアルするとともに相談会専用ホームページを製作し立ち上げた。

継続的制度広報及び、事業活動広報に臨機応変に対応するため、神戸新聞朝刊テレビ欄に毎朝（新聞休刊日にも対応）掲載している広告（特殊雑報）を継続実施した。

事業活動広報については、随時、司法記者クラブにて説明をおこなうとともに、行政機関等に対し記事の配信をおこなった。その他、詳細については別掲報告資料のとおり。

(3) 大学との学術交流事業

① 神戸学院大学

平成13年に神戸学院大学法学部と「神戸学院大学法学部と兵庫県司法書士会との学術交流協定」が締結され、本年も当会の会員が客員教授として、神戸学院大学にお

いて講義をおこなった。

講義は、毎週金曜日の15時から16時半まで90分間、前期はポートアイランドキャンパス、後期は有瀬キャンパスでおこなわれ、全講義終了後に、レポート課題を出し、レポートの点数及び出席数を基に成績をつけた（A～D）。平成22年度の履修者は、前期約50名、後期約190名であった。

平成22年度の講義担当は、次のとおり。

前期	法実務専門講座	姥 圭太郎 会員（2コマ）	ガイダンス
	（13コマ）	大迫 康二 会員（4コマ）	不動産登記 所有権関連
		鈴木 浩巳 会員（3コマ）	会社の登記
		井上 賢次 会員（4コマ）	不動産登記 担保権関連
後期	法実務入門講座	姥 圭太郎 会員（4コマ）	ガイダンス、消費者問題
	（13コマ）	岡本 雅伸 会員（4コマ）	裁判手続入門
		宮本 秀晃 会員（4コマ）	成年後見 後見実務
		島田 雄三 会員（1コマ）	司法書士制度・業務

② 甲南大学

甲南大学との学術交流事業の一環として、司法書士の講義が始ったのは、平成19年度からで、平成22年度で通算4年目となる。

講義の対象は、法学部2年生で「2年次特講」という名称で、憲法・民法・刑法などの必修科目の周辺科目という位置付けで、学生が興味に応じて学ぶ自由選択科目となっている。平成22年度の受講生は約20名で、例年に比べ出席率が高く、ほぼ全員が毎回出席している状況であった。

講義の目的としては、学生の卒業後のキャリアプランを考える上で、司法書士という職業を知ってもらうことをメインに考えており、具体的には、同大学卒業の4人の司法書士が1人3～4回の講義を実務の話織り交ぜながらリレー形式で担当している。専門家からの実務の話を交えた講義は、普段の授業と一味違うと好評を得ていたようである。また、担当した講師からも貴重な経験を積めたと大変満足を得ている。

なお、平成23年度は講師陣の一部入れ替えをおこない継続事業として予定している。

平成22年度の講義担当は、次のとおり。

後期	2年次特講（水曜4限・14コマ）		
	初回講義（ガイダンス）	講師4人で受講生から質問を募り、それに回答	
	岡地 勇一 会員（4コマ）	裁判事務と消費者問題	
	河野 茂博 会員（3コマ）	不動産登記の実務	
	住本 正樹 会員（3コマ）	会社法と商業登記	
	宮家 史子 会員（3コマ）	成年後見の実務	

なお、単位認定のため、1月26日に試験（60分）を実施した。

（4）自殺対策事業

平成22年度は、「自殺対策官民合同研修会」（阪神地区、但馬地区）と「事例検討会」を2回（9月と3月）開催した。

また、会員・補助者・本会事務局員を対象に、「うつ病の予防とうつ病になった場合のフローセラピーと認知行動療法」と題して大阪大学大学院医学系研究科准教授の石蔵文信先生に座長をお願いし、座談会形式でざっくばらんなうつ病の基礎知識と悩み相談をおこなった。この趣旨は、司法書士の業務が拡大しつつある近年の傾向から、司法書士自身のメンタルの問題をおろそかにできない傾向にあるとの考えから開催した。特に、会員の中には自身のうつ病やアルコールの問題に気付いてない会員もいるものと思われ、うつ病等のメンタルヘルスの問題を早期に発見すれば、業務を長期間休むことなく病気を回復できることから、何の生活保証がない我々にとって生活に直結する重要事項と思われるからである。

行政との関係については、平成22年度から「兵庫県自殺対策連絡協議会」の構成メンバーとして参画し、神戸市の「自殺対策連絡協議会」（平成22年度から再スタート）の構成メンバーにも参加し、様々な提言をおこなっている。具体的な事業として、神戸市・神戸いのちの電話が主催し、兵庫県・当会が共催して8月にシンポジウム「生きやすい社会づくりのために」を開催し、多くの市民に足を運んでいただき大好評であった。特に、自殺予防の「ゲートキーパーの養成」は自殺対策における事前介入（プリベンション）の基本である「気付き」の部分で重要な対策の一つである。

また、自殺対策緊急強化基金の事業を兵庫県、神戸市が電話相談をおこなっており、当委員会の委員が対応をしてきた。この強化基金も、平成23年度継続されることから協力していく予定である。

加えて、神戸市で開催されたアルコール問題関連学会や奈良県で開催された日本社会精神医学会などの学術団体の学会、民間医療関係等の諸団体の研修会なども積極的に参加し、そこから新たな交流のきっかけづくりをおこなっているところである。

（5）生活保護対策事業

① 会員のおこなう権利擁護活動の推進等

- ・市民の生活を支援する公益的な活動などを題材とした記事「支えよう！市民の暮らし」を会報に連載した。

- ・「高齢者・障がい者・ホームレス等に対する生活支援権利擁護助成規程」

に基づく助成金支給制度の運用をおこなった（平成22年度実績21件）。

市町村別：明石市/7件、尼崎市/2件、伊丹市/1件、西宮市/1件、加古川市/1件、
神戸市（西区/1件、兵庫区/1件）、川西市/1件、姫路市/1件

職業別：無職/15件、アルバイト/2件、パート/2件、派遣/1件、その他/1件

年代別：20歳代/1件、30歳代/8件、40歳代/6件、50歳代/4件

70歳代/2件

- ・助成の制度をより利用しやすくするために、助成金申請書の改訂作業及び新たな記載例の作成をおこなった。

- ・改訂した助成金申請書書式と共に、いくつかの地域における生活保護基準早見表を会員に対して配布した。

② 研修会等

- ・ 8月19日 裁判実務研修会多重債務第2回目「生活再建」の研修会を担当した。
- ・ 9月18日「メンタルヘルスについての事例検討会」に参加、事例を報告した。
- ・ 9月29日、10月27日 実務研修会について、講師に髯本郁氏を招聘し、「生活保護の基礎知識編」、「生活保護の応用編」をテーマに企画した。

③相談会活動等

- ・ 生活困窮者の実情を知り、また、司法書士がおこなうべきアウトリーチ活動の参考とするため、10月16日、23日に中央区小野浜公園でNPO団体等によって定期的におこなわれている炊出し、生活相談活動を、委員有志が見学した。
- ・ 12月28日・30日、1月3日・4日に相談事業部と協力して神戸東遊園地（野外）における「年末年始くらしの相談会」を実施した。相談員延べ23名、相談件数計13件であった。

④その他

- ・ 本会ホームページ内の生活保護に関する部分のコンテンツを検討した。

(6) 司法過疎対策事業

少子高齢化や若者の地方離れが進む地域の司法拡充事業の一環として、将来地元での暮らしを希望する但馬地域の高校生を対象とした職業説明会を県土地家屋調査士会と合同で開催した。生徒2名、教諭1名、資格試験受験者の保護者1名と参加者は少数であったが、参加者と双方向でやりとりしながら進行したことで、両職業への関心をさらに高めてもらう機会になったと思われる。

6. 会員事業部

(1) 兵庫県司法書士会会報

「会報」は、例年通り、月1回の割合で継続して発行している。平成21年度から引き続き、各部の部長・関連団体代表者から各部・団体の事業内容などを数珠繋ぎで掲載した。また、ペン・リレーも再開した。

(2) 親睦事業

平成22年10月31日に、「ルミナス神戸2」にて会員親睦クルージングを開催した。家族や補助者を含め55名の参加があった。

(3) その他

- ・ 会報記事掲載基準規程制定のため原案を作成した。
- ・ 慶弔等に関連する規程について検討した。
- ・ 本会ホームページへの会報記事掲載や会員専用ホームページについて検討した。
- ・ 「会員の福利厚生事業への援助・補助」について検討した。
- ・ 企画研究部他と協力して、「確定申告のてびき」を作成した。

7. 相談事業部

(1) 兵庫県司法書士会総合相談センター

県下各地の総合相談センターにおいて、無料相談会を開催した。現在相談会場は本会主催のものが25か所、行政の窓口でおこなっているものが14か所合計39か所あり、県民の法律相談に応えている。また、日本司法支援センターから回付される日司連電話相談センターの担当を週4コマ受け持っており、これは全国からの相談に対応している。

会館において、県下各地から架かってくる司法書士総合相談センターの予約・問い合わせの電話に対応した。

株式会社武富士の倒産に伴い、緊急の電話相談会を2回（のべ5日間）開催し、合計約400件の相談に対応した。

10月には、法の日無料法律相談会を県下各地で開催した。

年末年始に、生活保護問題対策委員会と共同で、神戸市の東遊園地公園において無料法律相談会を開催した。

兵庫県司法書士会総合相談センター規程を見直し、改正した。主な改正点は、これまで相談会の運営を支部に委託するものとするとしていたところを、本委員会で直接運営することも可能にした点である。

(2) 地域連携対策

平成22年度は、遠隔地援助の利用は0件であった。

兵庫県の多重債務者対策協議会の一員として、9月から12月までの4ヶ月間にわたる多重債務者相談キャンペーンに協力し、弁護士、行政職員と共に県下8カ所での相談会に参加した。

近畿司法書士会連合会、兵庫県青年司法書士会と共催で篠山市において巡回法律相談会を開催した。

(3) やしろ司法書士法律相談センター

近畿司法書士会連合会の設置する「司法書士法律相談センター」は、東播支部会員の運営・協力により運営されている。平成14年の開設以降、兵庫県内における司法書士総合相談センター会場と同様の位置づけをとらえている。

8. 会務IT化推進委員会

会務IT化推進委員会は、各部にまたがるIT化事業をバックアップし、各部を主体としながら連絡調整をおこない、一括して執行することが望ましい事業については本委員会が策定し、会務のIT化の推進をはかった。

(1) 本会ホームページの更新及び活性化（市民事業部対外広報委員会）

① 本会ホームページの作成業者の選定、変更に伴う仕様の変更及び本会ホームページの作成管理等を本委員会より対外広報委員会に移管作業をおこなった。

② 兵庫県会独自の会員検索システムを構築にあたり、対外広報委員会に協力した。

(2) 本会と会員間及び会員相互間の連絡強化（総務部）

① 兵庫県司法書士会及び会員相互間の事務連絡の方法として、インターネット上にデ

ータを保管し、パソコンの操作に不慣れな会員であっても簡易な方法でインターネット上のデータにアクセスできる方法を検討した。

- ② 本会メーリングリスト（メールソフト）の加入会員の増加のため、必要な方法を協議した。
- ③ 現在会員に送付している文書の郵送廃止を平成23年7月1日と設定し、その周知徹底を総務部に依頼した。
- ④ メーリングリスト配信に伴うペーパーレス化において、メールソフトの使い方等の研修が必要か検討した。

(3) 研修視聴システムの向上（研修部）

インターネットを利用した研修視聴システムに関して、技術面で引き続き要請あれば協力をおこなう準備をおこなった。

(4) 会員専用のホームページ（グループウェア）のシステムの構築（会員事業部）

会員専用のホームページ（グループウェア）の作成に関して、会員事業部と連動して協議し、どのような形で構築していくかを検討した。

(5) 会館内のIT化の向上

- ① 現在会館3階に設置している会員向けのコンピュータの保守管理をおこなった。
- ② 会館内無線LANの有効利用に関する検討した。
- ③ 無線LANのセキュリティ強化に関する検討をおこなった。
- ④ 無線LANのアクセスポイントの追加をおこなった。

(6) その他

- ① 会務IT化の一環として、個別に各委員に依頼したソフト作成等の案件に関して必要に応じて正当な対価を支払う基準等に関して引き続き検討は平成23年度おこなう。
- ② 本会に保存してある過去の文書をPDFにより管理するための方法等を検討した。

9. 法テラス推進委員会

当委員会では、本会メーリングリスト等を通じて民事法律扶助制度に関する各種情報を、提供するとともに、講師として日司連法テラス対応委員会の委員長を講師に招聘し、法テラスに関する研修会を9月30日（於：兵庫県司法書士会館）に実施した。その研修模様は当会研修映像配信システムにて新規契約者向けに継続的に視聴できる体制を整えている。

さらに、10月26日開催の司法書士民事法律扶助業務開始10周年記念事業、12月11日開催の近畿ブロック法テラス担当者会議、本年2月の法テラス兵庫協議会にそれぞれ出席した。

また、兵庫県下では神戸・尼崎・姫路の3ヶ所に法テラス地方事務所及び支所があるが、各地域にて相談や受託・受任等が円滑におこなわれるよう支援した。

10. 緊急災害対策委員会

近司連として参画している阪神・淡路まちづくり支援機構に、継続的に会議・シンポジウム等に委員が出席し、各方面への情報提供及び情報収集をおこなった。また、震災・災害関連を研究している団体への参画の検討や関係機関等から発表される資料等を入手し、

他単位会への情報提供をおこなった。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の対応について、災害対策部設置の具申をおこない、本委員会委員も災害対策部の一員として当会としての支援活動をすすめた。

11. 組織改善委員会

平成22年度は、13回の委員会を開催し、事業執行部長等にも検討内容に応じて出席を求め、事業執行上の課題となる事項等実情のヒアリング等をおこない、委員会にて意見交換及び討議等を重ね、本会・支部組織に関する提言書を取りまとめた。

12. 対話支援センター対策委員会

(1) 調停センター設置準備

毎月第3月曜日を中心に委員会を開催し、調停センター設置に向けて協議を重ねた。兵庫県会独自の調停センターの諸規則等を作成するため、小委員会、極小委員会を開催し、具体的な協議、作業をおこなった。

(2) 広報

委員が毎月交代で、会報にADR関連記事を寄稿し、情報発信をおこなった。関西学院大学の「人間的調整能力と制度の研究およびその実践」のカリキュラムの中で、4回シリーズでADR講義を実施した。

(3) 手続実施者等の養成

調停実施に携わる人材育成を目標に、本年3月に「傾聴（来談者と向き合うとき）」研修を開催した。

13. 司法書士法改正検討委員会

平成22年度定時総会において、「司法書士法の抜本的な改正実現への端緒として、1. 使命規定の創設 1. 相談に関する規定の整除 1. 法律関係に関する文書の作成権限の明確化 1. 懲戒請求における除斥期間の創設 の各事項につき速やかに整備することを求める決議」を議案提出し、これが可決承認された。

これを受け、当会執行部は上記決議文を基礎とし、日本司法書士会連合会（以下、「日司連」という）定時総会に同様の議案を提案し、可決承認をされたところである。

もっとも、日司連が考えている司法書士法改正大綱素案には、上記決議文に記載した事項以外のものも多くあげられていることから、当委員会としては、引続き各事項につき検討を加えることとした。ただし、それぞれに時間を割くことは極めて難しいとの判断から、「家事代理」「執行代理」の各事項を平成22年度の検討対象とし、議論を重ねた。

とくに「家事代理」については、平成14年司法書士法改正時の日司連会長であった北野聖造会員にオブザーバーとして当委員会に参加いただき、当時の改正の経緯を含め、意見交換をおこなった。

14. 災害対策部

本年3月11日に発生した東日本大震災の支援体制整備のため、同年3月15日に臨時拡大理事会を開催し、災害対策部の設置が承認された。3月17日には兵庫県司法書士会としてこの震災の救援に立ち上がり、懸命に努力することを誓うと共に地域の復興に役立つ具体的方策の提案を、声明文として公表したところである。と同時に、被災地会（岩手県・宮城県・福島県）に対して支援活動費として各300万円を送金した。そして現状においてわれわれにできる可能な支援策として、電話による法律相談の実施を決定し、3月23日から電話相談窓口を開設した。3月24日には鳥取県会の伊藤浩平会員による緊急研修、被災地域等への広報、相談員の募集など、研修部・対外広報委員会・相談事業部の連携をとり電話相談を開始することができた。ご協力いただいた方々に感謝申し上げますと共に、とにかく始まったばかりであり、平成23年度以降も引き続きのご協力を切にお願いしたい。